

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁交指発第78号、丁交企発第319号
令和3年8月5日
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通企画課長

飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化等について（通達）

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、8月4日、交通安全対策に関する関係閣僚会議において、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定され、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を踏まえた交通事故防止対策の更なる推進について（通達）」（令和3年8月4日付け警察庁丙交企発第87号ほか）が発出された。

今後、同緊急対策に基づき、飲酒運転等の根絶に向けて推進すべき事項等は下記のとおりであるので、各都道府県警察においては対応に万全を期されたい。

記

1 取締りの一層の強化

(1) P D C Aサイクルに基づく取締り管理

飲酒運転取締りがより効果的なものとなるよう、違反や飲酒運転に起因する交通事故（以下「飲酒運転等」という。）の発生状況等のほか、違反者（交通事故の当事者を含む。）の飲酒場所や車両の駐車場所、走行経路等の情報を調査・分析するとともに、その結果に基づいて有効な取締りの時間帯・場所・方法等について取締り方針を策定すること。

また、策定した取締り方針に従い、よう撃捜査や交通検問等の具体的な計画を立てて効果的な取締りを実施するとともに、不断の効果検証を行い、次の取締り方針へ反映させるといったP D C Aサイクルに基づき管理すること。

(2) 前例にとらわれない効果的な取締りの検討

飲酒運転取締りの時間帯・場所・方法等の選定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による飲酒態様の変化（酒類提供飲食店の営業時間短縮に伴う、いわゆる「昼飲み」、「路上飲み」等）を考慮するなど、先入観を排除し、前例にとらわれることなく、効果的な取締りについて組織的に検討すること。

(3) 業務中の飲酒運転等に関する情報連携等を通じた再発防止

業務中の飲酒運転等を検挙した場合、取締り部門は、早期に交通総務部門

に情報提供すること。

また、交通総務部門は、当該違反に係る自動車の使用者における安全運転管理者等の選任状況を確認するなど取締り部門と円滑に連携するとともに、法定講習の受講状況等により、自動車の使用者における義務の遵守状況や安全運転管理者等による安全運転管理業務の実施状況について確認するほか、必要に応じて自動車の使用者等に対する指導を行うなど業務中の飲酒運転等の再発防止策を徹底すること。

(4) 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底

飲酒運転等を検挙した際は、運転者のみならず、車両等の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等のほか、車両の使用者に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努めること。

(5) 背後責任の追及

事業活動に関して行われた飲酒運転等について、運転者の検挙にとどまらず、下命・容認していた自動車の使用者等に対する責任追及を徹底すること。

(6) 飲酒運転取締り機器の整備

効果的な取締りを行うために必要なアルコール感知器や記録式アルコール測定器等の飲酒運転取締り機器の更なる整備に努めること。

2 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について積極的な広報啓発、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育など効果的な取組を一層推進すること。

また、交通ボランティアや交通安全関係団体、酒類製造・販売業、酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携することにより、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組むこと。

3 留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

飲酒運転の取締りに当たっては、警察官が運転者の酒臭を直接確認することなく、必ずアルコール感知器を使用すること。また、飲酒検知に伴い、運転者の呼気を採取した風船等に触れる際は、必ず手袋を使用し、専用の袋等を用いてこれを廃棄するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 殉職・受傷事故防止対策の徹底

飲酒運転取締りの現場責任者は、勤務員に対して具体的に任務付与すると

ともに、ヘルメット等の着装、受傷事故防止用資機材の配置、車両の停止・誘導要領、逃走車両からの回避要領等について、取締り現場に応じた具体的な指示を徹底すること。

また、警察本部又は警察署の幹部は、受傷事故防止チェックリスト（「交通街頭活動中の殉職・受傷事故防止対策の推進強化について（通達）」（令和3年3月12日付け警察庁丁交指発第15号ほか）参照。）を活用し、現場活動の危険性と留意事項について指導・教養を行った上で、計画的又は抜き打ち的な現場点検を実施するなどして、殉職・受傷事故の絶無を期すること。

(3) 取締り機器の適正な管理

飲酒検知管の使用状況や有効期限の管理を徹底するとともに、記録式アルコール測定器については、使用履歴の管理機能及び記録紙へのナンバリング機能を活用するなど適正な管理に努め、不適正事案を防止すること。

また、飲酒検知管のきめ細かい管理により、未使用検知管の廃棄削減等によるコスト低減に努めること。